■関連法規

漏電ブレーカの施設に関する法規には

「電気設備技術基準」「労働安全衛生規則」「内線規程」などがあります。

●電気設備技術基準による地絡遮断装置の施設

●電気設備技術基準による地絡遮断装置の施設												
対	象電路		回路電圧							備考		
		300V以下		300V超過 (2)		感度電流 (動作時間)						
			対地電圧									
			150V以下	150V超過	300V以下	300V超過	15mA(0.1秒)	30mA(0.1秒)	100mA	200mA	500mA	
(地絡遮断装置の施設)	(1) れ場使を外圧気路の設が合いという。 (1) れ場使を外圧気路の設がの設めのという。 (1) が恐に電えをはくいるが、できないできない。 (1) が没にできない。 (1) が没にできない。 (1) が没にできない。 (1) がらいるが、 (1) がらいるが	する場合	_	_		_						
丛沂		乾燥した場所に施設する場合	_	_								
		水気のある場所に施設する場合			1							
)		湿気の多い場所に施設する場合	_									
2		非接地式回路の場合	_	_								
		機器に施されたC種又はD種接地 工事の接地抵抗値が3Ω以下の場 合	_	_				0	0	0	0	
		特定電気用品の適用を受ける二重 絶縁構造の機器を施設する場合	_	_	該当電	監路なし						
		ゴム、合成樹脂その他の絶縁物で 被覆した機器を施設する場合	-	_			0					
		機器が誘導電動機の二次側電路に接続されるものの場合	_	_								
		機器内の特定電気用品の適用を 受ける漏電遮断器を取付け、かつ 電源引出部が損傷を受けるおそれ がないように施設した場合	_	_	該当電	電路なし						
		試験用変圧器、電力線搬送用結合 リアクトル、X線発生装置、電気浴 器、電炉、電気ボイラ、電解そうな ど大地から絶縁することが防御上 困難なものを接続する場合	_	_	ı							
	住宅屋内に施設する定格消費出力2kW(単機容量)以上の機器に電気を供給する電路(電技143条) 人が容易に触れるおそれのある場所に施設するライティングダクトに電気を供給する電路(電技165条)		_		該当電	置路なし	0	0	0	0	0	感電保護が原則
							0	0	0	0	0	
	平形保護層配線に (電技165条)	電気を供給する電路		該当電路 なし	該当電	電路なし	0	0	0	0	0	
	火薬庫内の電気工 (電技178条)	作物に電気を供給する電路		該当電路 なし	該当電	電路なし 	0	0	0	0	0	警報可
	フロアヒーティング (電技195条)	ブ等の発熱線に電気を供給する電路				該当電路なし	0	0	0	0	0	
	電熱ボード、電熱シートに電気を供給する電路 (電技195条)			該当電路なし	該当電	国路なし	0	0	0	0	0	
	パイプライン等の電熱装置に電気を供給する電路(電技197条)						0	0	0	0	0	
	電気温床等において空中及び地中(対地150V以下でさくを設ける場合)以外に施設する発熱線に電気を供給する電路(電技196条) ブール用水中照明灯その他これに準ずる照明灯に電気を供給する電路で絶縁変圧器(一次側300V以下、二次側150V以下)の二次側使用電圧が30Vを超える場合(電技187条)					該当電路なし	0	0	0	0	0	
				該当電路なし	該当電	電路なし	*	*	*	*	*	
(地絡遮断装置の施設による接地の緩和)(電技17条)			C種、D種 接地工事500Ωに緩和			0	0	0	0	0	漏電遮断器は0.5程 以内に動作するこ	
(地絡遮断装置の施設による接地の省略) (電技29条)			300V、100A以下			0	×	×	×	×	水気のある場所は 接地の省略は不可	
(地絡遮断装置の施設によるケーブル工事の緩和) 配線の施設工事が完了した日から1年以内に限り使用する 臨時配線をコンクリートに直接埋設して施設する場合 (電技180条)			使用電圧300V以下			0	0	0	0	0		

注 (1) 非常用照明装置、非常用昇降機、誘導灯などの、その停止が公共の安全の確保に支障を生するおそれがある機械器具に電気を供給する電路には、警報装置でもよい。

⁽²⁾ 特高又は高圧の電路から変圧器によって供給される場合。

備考 表中の記号の意味は次のとおり。

^{□:} 地絡遮断装置の施設義務あり ○: 適用可能 ×: 適用不可

●労働安全衛生規則による漏電遮断器の施設

移動形、可搬形の電動機械器具を使用する場所(3)	回路電圧				
	300V以下		300V超過	感度電流 (動作時間)	
	対地電圧150V以下	対地電圧50V超過		15mA(0.1秒)	30mA(0.1秒)
水などの導電性の高い液体によって、湿潤している場所				0	0
鉄板上、鉄骨上、定盤上などの導電性の高い場所				0	0
乾燥した場所	_			0	0

- 注(3) 下記のいずれかに該当する場合は、漏電遮断器を施設しなくてもよい。
 - (1) 電気用品安全法の認可を受ける二重絶縁構造の電動機械器具を使用する場合
 - (2) 絶縁台の上で電動機械器具を使用する場合
 - (3) 回路電圧が300V以下、非接地式電路の場合

備考 表中記号は次の意味を示す。

- □:漏電遮断器の施設義務あり
- ○:適用可能漏電遮断器

●内線規程による漏電遮断器の施設

(電気設備技術基準・労働安全衛生規則と重複する電路以外)

1. 施設対象電路

- 供給する電路
- ②メタルラス張り、ワイヤラス張り又は ⑦次の設備に電気を供給する電路 金属板張りの造営材に施設する電気 看板に電気を供給する電路
- ③アーケード照明施設に電気を供給す る雷路
- ④架空電飾の施設に電気を供給する 雷路
- ⑤深夜電力機器に電気を供給する電路 (機器内に漏電遮断器を内蔵する場 合は除く)
 - イ) 貯蔵式電気温水器を浴用又は水 気のある場所で使用する場合
 - 口)深夜電力機器を水気のある場所 で使用する場合
 - ハ)対地電圧150V超過で使用する 深夜電力機器を施設する場合

- ①浴室に施設するコンセントに電気を ⑥建設工事用などの施設に電気を供給 ①湿気の多い場所に施設する電気使

 - イ)プール、公衆浴場、噴水、池、水田 等これらに類するものに使用する 循環濾過ポンプ、給排水ポンプ用 ③住宅以外の屋内に施設する白熱電 電動機設備
 - ロ)プールサイドの照明設備(人の触 のポールを使用する場合、照明器 具の外箱が絶縁性のものである
 - ハ)雨線外に施設する電動機(制御用 ⑥住宅等の台所などに施設するコンセ のものを除く)を有する機械器具
 - 二)屋側又は屋外に施設するコンセン ト設備
 - ⑧臨時架空電飾の施設に電気を供給す る電路

2. 施設が望ましい電路

- 用機械器具に至る電路
- ②屋外に施設する電気機械器具であっ て、人が容易に触れる電気機械器具 に至る電路
- 灯又は放電灯に電気を供給する電路 (対地電圧が150Vを超えるもの)
- れる恐れのない場合又は絶縁性 ④メタルラス張り又はワイヤラス張り のモルタル壁を有する防火構造の木 造造営物に施設する電路
- 場合を除く)に電気を供給する ⑤金属板張り壁を有する防火構造の木 造造営物に施設する電路